

令和4年12月19日(月)
学校人事課管理係
担当 堀口、茂木
内線 4606

「群馬県市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に置く学校栄養職員及び事務職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」の概要

学校人事課

1. 改正の概要

令和4年第3回前期定例県議会で定年引上げに係る条例改正が行われたことに伴い、関係する規則を改正するもの。

2. 改正内容

市町村立学校に置く学校事務職について、下表右欄のとおり60歳以後に任じられる職を新設する。

60歳まで職名	60歳以後職名
共同学校事務室長対象	共同学校事務室長対象外
事務部長	※
総括事務長	※
統括補佐事務長	統括補佐専門員
補佐事務長	補佐専門員
主幹事務長	主幹専門員
主任事務長	主任専門員

※ 事務部長及び総括事務長は60歳以後管理監督職勤務上限年齢制の対象となるので、60歳以後の職は新設しない。

市町村立学校における共同学校事務室長には、上表左欄の職にある者が充てられる。

組織の新陳代謝を維持するため、60歳以後は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職にある者とならない職にある者の両者とも、共同学校事務室長ではなく一般の事務職員として勤務する運用を想定している。

一般の事務職員として勤務するにあたり、同じ共同学校事務室に室長対象職にある者が複数在籍することを避けるため、上表右欄のとおり、「事務長」の箇所を「専門員」に置き換えた職を設けるものである。ただし、規則に規定する職務内容に関しては、対応する60歳までの職と同様とする。

3. 施行期日

- 令和5年4月1日